

## 議案第 6 4 号

関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び関市監査委員条例  
の一部改正について

関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び関市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び関市監査委員条例  
の一部を改正する条例

(関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(関市監査委員条例の一部改正)

第2条 関市監査委員条例（平成19年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。